

日本学生支援機構奨学金について（大学院）

1 奨学金の概要

奨学金の種類	貸与月額	貸 与 期 間
第一種奨学金 (無利子貸与)	<博士前期課程> 50,000 円、88,000 円から選択 <博士後期課程> 80,000 円、122,000 円から選択	・貸与開始年月から卒業・修了するまで。 ・卒業延期や原級にとどまった場合、期間の延長は原則認められません。 ・成績が不良である場合や奨学生としてふさわしくない行為をした場合は、停止又は廃止される事があります。
第二種奨学金 (有利子貸与)	5 万・8 万・10 万・ 13 万・15 万円から選択	

入学時特別増額貸与 (有利子貸与)	希望により、貸与月額の初回振込時に増額して貸与を受けることができるもの。 ・対象：第1 学年 ・申込資格 <u>本人の収入金額が 120 万円以下である人または日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の教育ローンが利用できなかったことについて、次の書類を提出した人。</u> ＊ 公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」のコピー ＊ 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー ・貸与額： 10 万、20 万、30 万、40 万、50 万円から選択 ・入学時特別増額貸与だけを受けることはできません。 ・希望者は、学内選考通知後の申請用紙配布時に申し出てください。
----------------------	---

2 推薦基準

(1) 学力基準

<博士前期課程>

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要
な高度の能力を備えて活動する事ができると認められる者

<博士後期課程>

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその
他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動する事ができると認められ
る者

(2) 家計基準

申請者本人（配偶者がある場合は、配偶者の収入を含む。）の1 年間の収入金額が、日本学生支援機
構が定める収入基準額以下であること

博士前期課程		博士後期課程	
第一種	第二種	第一種	第二種
2 9 9 万円	5 3 6 万円	3 4 0 万円	7 1 8 万円

3 奨学金の返還

本奨学金は、貸与されたもので、卒業後、返還しなければなりません。

返還の目安は以下のとおりです。

【第一種奨学金（無利子）】月賦返還の場合

	貸与期間 (月数)	貸与月額(円)	返還総額 (万円)	返還月額 (円)	返還回数
博士前期課程	24	50,000	120	8,333	144
		88,000	211.2	12,571	168
博士後期課程	36	80,000	288	15,000	192
		122,000	439.2	18,300	240

【第二種奨学金（有利子）】月賦返還の場合（利率 3.0%と仮定した場合）

貸与月額	貸与月数	貸与総額(万円)	返還総額(万円)	返還月額(円)	返還回数(月数)
5万円	24	120	145	10,055	144
	36	180	220	14,117	156
8万円	24	192	235	15,059	156
	36	288	367	19,125	192
10万円	24	240	302	16,769	180
	36	360	484	20,185	240
13万円	24	312	409	18,923	216
	36	468	630	26,242	240
15万円	24	360	484	20,185	240
	36	540	727	30,279	240

【特に優れた業績による返還免除制度】

日本学生支援機構では、大学院在学中に第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中かつ奨学金の貸与を受けた期間に、特に優れた業績をあげたと機構が認定した者に対し、貸与終了時に返還額の全額または半額を免除する制度があります。

<概 要>

免除対象者：大学院在学中に特に優れた業績(※)を挙げたと日本学生支援機構が認定した者

免 除 額：全額免除または半額免除

認定の目安： ・全額免除→各大学推薦枠の上位 1/3 以内の者の中から機構が認定した者

・半額免除→上記以外の者の中から機構が認定した者

<スケジュール>

～平成 30 年 3 月貸与終了予定者の場合～

①平成 29 年 12 月 機構から各大学に推薦可能者数の通知

②平成 30 年 1 月～ 学内で返還免除希望者を募集

③ " 3 月中 学内選考委員会→希望者へ学内選考結果通知

④ " 4 月末 機構へ大学が返還免除者を推薦

⑤ " 5 月 機構にて、各大学から推薦された者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績(※)を総合的に審議

⑥ " 5 月末 機構が返還免除者を認定

<※業績>

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令 第36条で定める業績（抜粋）

- ・ 学位論文その他の研究論文（学会発表や論文掲載）
- ・ 著書、データベースその他の著作物
- ・ 発明
- ・ 授業科目の成績
- ・ 研究又は教育に係る補助業務の実績
- ・ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績（専攻分野に関連したものに限る）

4 奨学金貸与の申込み手続きについて

奨学金を希望する学生は、「**奨学金希望調査票**」を記入のうえ、提出期限までに事務局窓口に出して
ください。その後、正式に推薦することが決まった場合、申請書等を記載していただきます。

なお、年度途中に追加採用が行われることがあります。原則として、4月に「奨学金希望調査票」を
提出した者の中から選考します。よって、**奨学金貸与を希望する者は、必ず今回「奨学金希望調査票」を
提出してください。**

また、4月でなくても家計の急変等の特別な事情により、緊急に奨学金が必要となった場合は、緊急採
用、応急採用による奨学金貸与が受けられる可能性がありますので、事務局教務課まで相談してください。

【人的保証と機関保証制度】

奨学金貸与の申込（申請書等提出）時に下記の1・2いずれかの保証制度を選択します。

制 度	概 要
1. 人的保証制度	連帯保証人と保証人の選任が必要なもの。 ・ 連帯保証人：原則として父又は母。父母がいない等の場合には配偶者を除く4親等以内の親族。 ・ 保証人：父母を除く4親等以内の親族のうち、本人及び連帯保証人と別生計の者。65歳未満の者。
2. 機関保証制度	保証料を支払う※ことにより、保証機関が連帯保証するもの。（連帯保証人・保証人は不要）※保証料は毎月の貸与月額から徴収される

5 その他

対 象 者	提出書類	提出期限・提出先
入学前年度に日本学生支援機構奨学生の 予約採用通知を受けている者	「進学届」 ※スカラネットにより入力	※別途案内のとおり。
入学の前、高等学校又は大学等において、 日本学生支援機構奨学生であった者	「在学届」 ※貸与終了時に配布された 返還の手引きの様式に記入	4月8日(金)事務局教務課